

# まるお君の消費者ものがたり 契約編 絵コンテ



### 契約が成立するのはいつ？

コンビニでの買い物の場合  
「これください」と商品をレジにおいて  
「はい、〇〇円です」と言われたとき  
お金を支払う前に成立しているんだね！

インターネット通販の場合  
注文確認メールが届いたとき  
書面やはんこが無くても成立するんだね！

### 契約は身近にある？！

「契約」ってなんだか難しそうだな～

マルオ君は、コンビニで  
買い物したことがある？

うん、もちろんだよ！！

実は、それも契約なんだ！



### 契約は身近にある？！

契約とは法律によって保護された約束事

自分（買いたい）と相手（売りたい）の  
意思の合意で成立  
一方的に契約を取り消すことはできません

友達との約束とは違うんだ！！

### 契約とは法律によって保護された約束事

やめたいと思っても、原則として  
一方的にはやめられず  
相手の合意（いいよ）があるときだけ  
やめることができます。  
(消費者保護関連の例外あり)

## 契約とは法律によって保護された約束事

こんなことあるよね？

レシートを持っていったら、  
洋服のサイズを交換してくれた。  
レジに商品を置いたけどお金が足りず、  
買うのをやめた。

相手の合意 (いいよ)



## 消費生活総合センターに相談しよう!

こんなトラブルが起こっています

- 美容に関するアンケートを受けていたら、  
高額な商品を勧められ契約してしまった。
  - 気がついたら、オンラインゲームの課金額が  
12万円になっていた。
  - インターネット通販で買い物をしたところ、  
広告のイメージと違う商品が届いた。
- もしも契約について困ったことや、  
トラブルにあったらどうすればいいの??

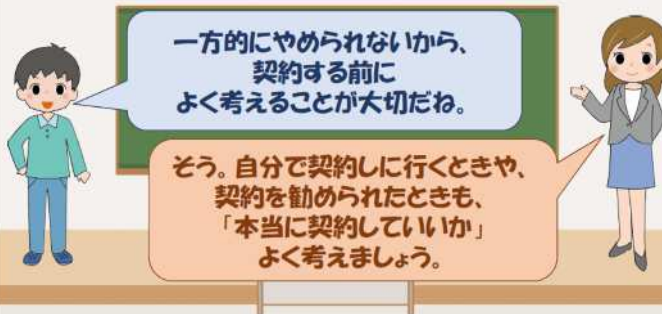
## 消費生活総合センターに相談しよう!

相模原市 消費生活総合センター

解決に向けたアドバイス  
などを行っています

電話番号 **188**  
消費生活総合センター 042-775-1779

## じっくり考えてから決めよう!



## じっくり考えてから決めよう!

契約するか迷ったときは

**その場で契約しない**

断るときは

**はっきり「いいません」と言う**

みんなの年齢でも、契約に関する  
トラブルがたくさん起こっています。